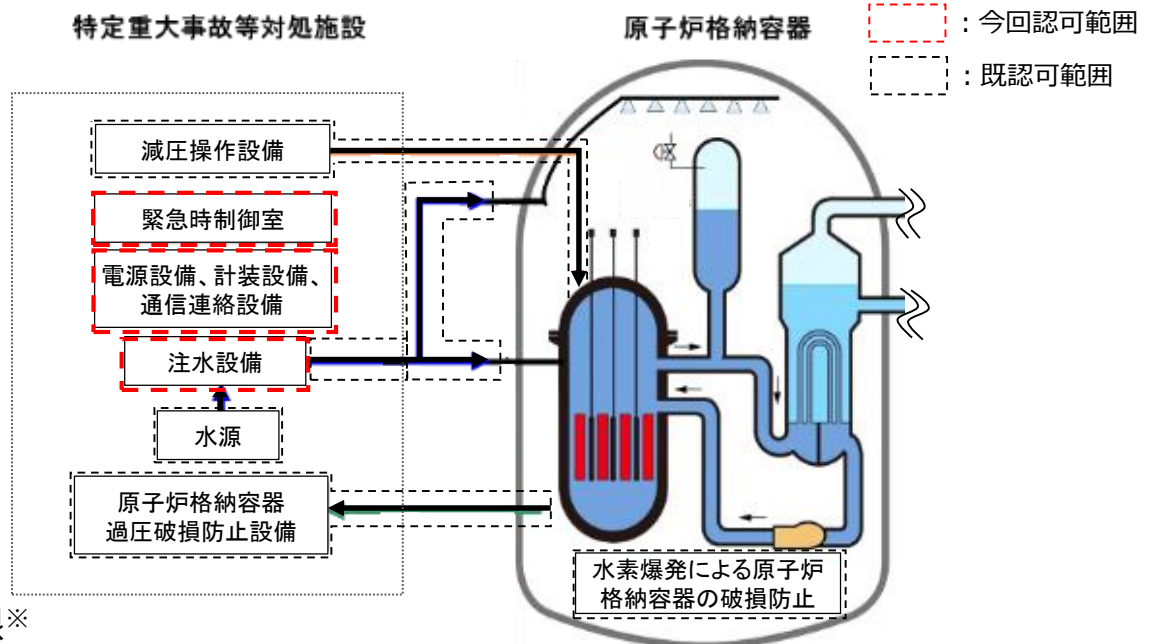


高浜発電所 1、2 号機の特定重大事故等対処施設に関する 工事計画認可の概要

1. 工事計画認可の状況

申請内容	申請する主な設備	申請日および 補正書提出日
・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定	【第 1 回】 ○ 注水設備（ポンプ、水源） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうち既設建屋内の一部の配管、水源等 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備	(申請)2018. 3. 8 (補正)2018.10. 5 (補正)2019. 2.19 (補正)2019. 3.20 (補正)2019. 4. 9 (補正)2019. 4.19 (認可)2019. 4.25
	【第 2 回】 ○ 注水設備（ポンプ、水源） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうち特定重大事故等対処施設内の一部の配管等	(申請)2018.11.16 (補正)2019. 5.31 (補正)2019. 8. 2 (補正)2019. 8.21 (認可)2019. 9.13
	【第 3 回】 ○ 減圧操作設備 ・原子炉の減圧を操作する設備	(申請)2019. 3.15 (補正)2019. 8. 2 (補正)2019. 9.27 (認可)2019.10.24
	【第 4 回】 ○ 緊急時制御室 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 注水設備（ポンプ、水源） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうちポンプおよび一部の配管、水源等	(申請)2019. 5.31 (補正)2019.12.25 (補正)2020. 2.13 (認可)2020. 2.20

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

2021年 6月 9日

※ 特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（2016年6月10日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。